

第 7 節

防衛施設庁発注の建設工事に係る 入札談合事案に対する取組

(平成 18 年 1 月 30 日)

....Outline....

平成 18 年 1 月 30 日、東京防衛施設局が平成 16 年度に発注した三宿病院新設空調工事など 3 件の工事の入札に係る競売入札妨害（談合）の容疑により、技術審議官、総務部施設調査官及び元技術審議官の 3 名が東京地方検察庁により逮捕されるという重大な事件が生じた。その後、これら 3 名の者は計 10 件の事案で東京地方裁判所に起訴され、同年 7 月 31 日、同裁判所において技術審議官及び総務部施設調査官に対し懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、元技術審議官に対し懲役 1 年 6 月の実刑判決が言い渡された。元技術審議官はその後控訴したが、平成 19 年 1 月 16 日、東京高等裁判所において控訴棄却の判決がなされ、その後同判決は確定した。

本件事案に対して、防衛施設庁は、事案の発生直後から事案の事実関係の徹底的な究明及び真に実効性ある再発防止策の策定と実施に全職員が総力を挙げて取り組んだ。

● 経緯

平成 17 年 11 月 17 日、旧新東京国際空港公団（現成田国際空港（株））が発注した電気設備工事に係る談合等の捜査に関連して、東京防衛施設局が発注した電気設備工事にも同様の疑惑が存在する旨の新聞報道がなされた。

この報道を受け、額賀防衛庁長官は、翌 18 日、防衛施設庁長官に対し捜査当局による捜査には全面的に協力するよう指示した。防衛施設庁長官は直ちに同庁の全職員に対しこの旨を指示するとともに、同庁の業務の遂行はどこまでも厳正かつ公正でなければならず、万が一にも不正な事実があれば断固正していく旨を明言した。

平成 18 年 1 月 7 日、防衛施設庁建設部長は、設備工事に関して受注予定業者を割り振るといった談合関与行為が行われていたことを防衛施設庁長官に申告し、同長官は額賀防衛庁長官に対してこの申告内容を報告した。

同月 16 日、同庁建設部長は、同庁総務部長に対し、建築、土木工事においても割振表に基づく談合が行われていること及び平成 17 年 11 月下旬、部下の建設部の企画官等に割振表の処分を指示したことを申し出た。同庁総務部長は、この申し出の内容を額賀防衛庁

長官に随行して米国出張中であった防衛施設庁長官に報告し、同長官はこの旨を直ちに額賀防衛庁長官に一報した。

額賀防衛庁長官は防衛施設庁長官に対し、捜査に全面的に協力し、さらなる事実関係の把握に努める等の適切な対応をとるよう指示した。この指示を踏まえ、防衛施設庁長官は、直ちに同庁総務部長に対し、同庁の全職員は一層捜査に全面的に協力すること、建設部筆頭課長である建設企画課長は同庁総務部長と相談しながら部務を処理すること、土木、建築工事を含むすべての建設工事の入札を一時停止すること及び保管文書の適切な管理を徹底することを指示した。

以上の状況を踏まえ、防衛施設庁本庁は平成17年11月21日、電気設備（重電）工事に係る入札契約手続の一時停止を、平成18年1月13日、設備工事に係る入札契約手続の一時停止を、防衛施設庁本庁から各防衛施設局等へそれぞれ指示した。また、同月16日にはすべての建設工事に係る入札契約手続を一時停止するなどの措置を執った。

このような状況の下、同月30日夕刻、平成16年度に東京防衛施設局が発注した三宿病院新設空調工事など3件の建設工事の入札に関する競売入札妨害（談合）の容疑により、技術審議官、総務部施設調査官及び前技術審議官（官職はいずれも逮捕当時のもの）の3名が東京地方検察庁により逮捕され、翌31日、同庁は、防衛施設庁本庁及び東京防衛施設局の事務室などの捜索を行った。

逮捕された3名は、同年2月20日、東京地方裁判所に起訴され、翌21日、平成15年度に広島防衛施設局が発注した岩国飛行場滑走路移設中央地区地盤改良工事など3件及び同年度に福岡防衛施設局が発注した佐世保米軍岸壁整備工事など2件の工事の入札に関し同様の容疑で再逮捕され、平成18年3月14日、平成16年度に広島防衛施設局が発注した岩国飛行場港湾施設新設土木工事など2件と併せて追起訴された。

額賀防衛庁長官は、防衛施設庁の現職幹部職員2名を含む3名が逮捕されるという極めて重大な事態の生起を受け、逮捕日の深夜、防衛庁・防衛施設庁の幹部職員を防衛庁長官室に招集した。同長官は、捜査当局の捜査に対して引き続き全面的に協力し、本件事案の膿を徹底的に出し切るとともに、行政上、組織上の問題点を洗い出し、国民の目線で見えて一点の疑念もないように防衛施設庁を解体するつもりで新しい出発をすることが急務であるとして、同長官自ら先頭に立って本件事案の徹底究明を図り、防衛施設庁の問題点を徹底的に洗い出すための枠組みを防衛施設庁長官をヘッドに防衛施設庁に作るとともに、木村防衛庁副長官をヘッドとする再発防止のための枠組みを部外の有識者を交えて同庁に作り、一刻も早く国民の信頼を回復できるよう全力で努めていくことを訓示した。

防衛施設庁長官は、この額賀防衛庁長官の訓示を受け、同年1月31日、事案の徹底的な事実関係の究明を図るため、同長官の統括の下、防衛施設庁長官を委員長とする「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会（調査委員会）」による調査を開始した。

また、同日、防衛庁は、木村防衛庁副長官を委員長とし、防衛事務次官、長官官房長、各局長、防衛施設庁長官等を委員とする「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対

策に関する検討会（検討会）」を設け、小澤一雅氏（東京大学大学院工学系研究科教授）、仮野忠男氏（政治ジャーナリスト）、佐藤謙氏（（財）世界平和研究所副会長）、平岡裕治氏（元航空幕僚長）及び水原敏博氏（弁護士）の5名の部外有識者に特別委員として参加いただき、審議を行うこととした。

● 調査委員会における事実関係の究明

調査委員会は、行政機関としての防衛施設庁自らの自浄能力を発揮する唯一の機会であるとの認識の下、事案の徹底的な事実関係の究明を図るため、関係職員はもちろんOBに対する聴き取りによる調査を中心として総力を挙げて取り組んだ。

調査委員会は、委員長（防衛施設庁長官）の下、防衛施設庁次長が副委員長となり、技術審議官及び建設部長を除く総務部長、施設部長、業務部長の本庁各部長、総務部各課長、各防衛施設局総務部長等が委員となり、平成18年1月31日の第1回委員会以降、同年6月15日の調査報告書の取りまとめ、公表までの間に合計19回にわたり精力的に開催された。

この間、調査委員会は、防衛施設庁長官の断固とした指導・統率の下、終始一貫して、本件事案が防衛施設庁に対する国民の信頼を著しく失墜するものであるとの認識に立ち、信頼を回復するためには徹底した事実関係の究明以外にないとして懸命に取り組んだ。

調査委員会における調査は、防衛施設庁次長を長とする事務局が中心となり、全国各地の関係職員約200名やOB約110名に対し徹底的な事実関係究明のための聴き取り調査などが精力的に行われた。聴取した関係職員及びOBの人数は約310名に及び、その状況は逐次調査委員会に報告された。

聴き取り調査は、逮捕された職員をはじめ、本件事案に関与したと思われる防衛施設庁本庁並びに立件された10件の建設工事を発注した東京、広島、福岡各防衛施設局及び防衛施設支局などで契約業務に係る職員に対する聴取を中心に行った。

この聴取と同時並行的に、本件事案に関与したと思われる職員と同じ職に就いていた歴代の技術審議官等をはじめとするOBに対しても、健康上の理由などにより聴取が行えなかったOBを除いて聴取を行った。



調査委員会の模様

調査委員会は、これらの調査に加え、事実関係の徹底的な究明の一環として、多角的な観点から職員の意識を調査し、事案の原因や背景、再発防止等についての分析・検討の資とするために、防衛施設庁の全職員（約3,100名）を対象としたアンケート調査も行った。アンケート調査は、本件事案発生直後の平成18年2月

13日から同月22日までの10日間、①事案に対する受け止め方、②職員の遵法意識、関係法令に関する認識、③再就職等についての認識、④建設部についての認識、⑤防衛庁全体の政策や自衛隊に対する認識、⑥事案の原因・背景、再発防止などに関する全28問の多肢選択式質問のほか、職員が自由な意見等を記入できる欄を設けたアンケート用紙を全職員に配付し、無記名方式により任意の回答を依頼することにより行われた。

なお、率直な回答を得るため、アンケート用紙は封かんの上提出を求めるとともに、「記入済のアンケート用紙を調査委員会事務局関係者以外の者（あなたの上司等）が見ることはありません」との注意書きを付す等細心の配慮に努めた。

アンケート用紙は、配布した3,073名のうち、3,047名から提出（回収率99.2%）された。得られた回答のうち多肢選択式質問に係るものについては暫定的集計結果として同年3月9日に公表され、自由意見欄を含めた最終的な調査結果の取りまとめについては同年4月27日に公表された（資料65参照）。

アンケート調査の結果は、職員一人ひとりの本件事案に対する率直かつ真剣な思いが示されており、防衛施設庁長官から「検討会」の場で詳細に報告され、後に「検討会」が取りまとめた再発防止策の策定にも活かされることとなった。

● 「事案の調査」の公表

このような調査の結果、調査委員会は立件された10件の事案の事実関係はもとより、談合関与行為の基本的な構造、目的等についても解明し、その原因及び背景の分析も行い、平成18年6月15日、「防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について」（事案の調査）を取りまとめ、「検討会」及び額賀防衛庁長官に報告の上、公表した（資料66参照）。

この「事案の調査」においては、防衛施設庁において行われた談合関与行為は、技術審議官を頂点とする建設部の一部幹部職員が企業在職のOBとの密接な結び付きの下、主導的に実行してきており、かなり以前から一部職員により代々申し継ぎのようにして行われてきた悪質かつ組織的な行為であったとし、これらに関与した職員には法令遵守の意識や自浄能力はなかったと断じた。

また、本件事案の直接の原因については、防衛施設庁OBなどの再就職先の確保と再就職したOBへの配慮にあり、長年にわたる建設部の閉鎖的な人事管理などによりもたらされたものであると同時に、これらに対する問題意識を持つことなく人事交流などに積極的に取り組まなかった防衛施設庁全体の問題でもあったとした。

加えて、平成10年の旧調達実施本部における防衛調達に係る背任事件及びこれを契機にまとめられた「調達改革の具体的措置」などについて、防衛施設庁の問題と受け止めず、入札契約制度の審査・監視機能の不備などに対して具体的な措置を執らなかったことも問題であるとした。

● 関係職員に対する処分等

この調査結果を踏まえ、防衛庁及び防衛施設庁は、平成18年6月15日、関係職員84名に対し厳正な処分を実施した。このうち、52名は法律に基づく懲戒処分を受け、その内訳は免職が逮捕された技術審議官及び総務部施設調査官の2名（4月26日実施）、降任2級1名、停職10名、減給6名となっており、戒告は防衛施設庁長官をはじめ33名であった。同長官は戒告処分に加え、俸給の1ヶ月分の5分の1を国庫に対し自主返納した。さらに、32名は訓令に基づく処分を受け、その内訳は訓戒18名、注意14名であった。

また、額賀防衛庁長官は、大臣俸給の1ヶ月分全額を国庫に対し自主返納した。

一方、このような調査委員会における本件事実関係の究明と並行して、防衛施設庁長官は、重大な事案の生起により職員が動揺、萎縮し、同庁の業務の適正な遂行に影響を及ぼすようなことはあってはならないとの認識の下、職員との情報の共有に努め、あらゆる機会をとらえて、メールや訓示により、改めて同庁の業務は国民からの信頼が何よりも重要であり身を引き締めて業務に臨むことを強く求めるとともに、同庁の業務に停滞は許されず、本件事案に不必要に動揺することなく日々の業務に全力で取り組むことが必要であるなどを防衛施設庁の全職員に対し繰り返し訴え続けた。

● 退職金の自主返納等に係る呼び掛け

「検討会」においては、入札談合等に関与したOBに対する措置についても検討され、平成18年4月27日に公表された「報告書概案」においては「『防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会』の調査結果を受けて、入札談合等に関与したOBに対するしるべき措置を執ってまいりたい」とされた。

その後の「検討会」における議論及び「調査委員会」による調査結果を踏まえ、同年6

月15日の「事案の調査」の公表に際し、防衛施設庁長官は記者会見の席上、かつて同庁の技術審議官及び建設部長に在職し、現在は同庁を退職している者に対し、受け取った退職金相当額の全部又は一部の自主返納、寄附等を検討するよう呼び掛けを行った。

この呼び掛けは、強制力を伴うものではなく、あくまでも長年にわたり防衛施設庁建設部で行われてきた悪しき行為について反省の心を持つ技術審議官及び建設部長経験者に対して、本人の自主的な判断で為し得る何らかの行動をとるよう呼び掛けたものであった。

この防衛施設庁長官の呼び掛けについては、翌16

【呼び掛けの内容】

防衛施設庁では、防衛施設庁技術審議官及び本庁建設部長であった者で、現在、既に当庁を退職している者全員に対して、退職金相当額の全部又は一部の自主返納又は寄附について検討するよう呼び掛けています。この呼び掛けは、強制するものではなく、あくまでも長年にわたり建設部で行われてきた悪しき行為について、反省の心を持たれる方々に対して、ご本人の自主的な判断でなし得る何らかの行動をとって頂くよう要請するものです。

日公表された「検討会」の「報告書」にも記載されたが、さらに一層の周知を図るため、この呼び掛けの内容を「防衛施設広報」及び防衛施設庁ホームページに掲載するとともに、全職員に配布するため作成された冊子「防衛施設庁職員の心構え～3,100名の決意～」にも明記するなどの方法により広く浸透するよう配慮した。

その後、第165回国会（臨時会）の審議において、この呼び掛けの成果等に関する質疑が行われるなど引き続き内外の関心は高かった。こうした中で、さらなる周知のため、防衛施設庁OBの親睦団体の総会や同庁幹部OBに対する昨今の同庁をめぐる状況等に関する説明会の席上などにおいてもこの呼び掛けを伝えたほか、平成19年3月末の防衛施設庁長官の記者会見の場において改めて呼び掛けを行った。

このように、同庁技術審議官などの経験者に対する退職金自主返納等に係る呼び掛けは種々の工夫や配慮を行いつつ、機会をとらえ、その周知、浸透を図った。

なお、これらの者に対して個別に手紙等で要請することを控えたのは、①特定の個人に対して要請することは談合に全く無関係であった者からは、名誉毀損として受け取られる可能性もあること、②手紙等での要請は、公権力の行使そのものではないにせよ、要請された個人が事実上の強制力を感じるのであれば、違法性（法的根拠等）の観点で問題が生じる可能性があることによるものであった。

なお、平成19年7月1日現在、国庫への返納などの事実については確認されていない。

● 平成17年度3月期の建設工事の執行への取組

防衛施設の建設工事は、自衛隊の部隊等の改編等と密接に関連し我が国の安全に直結するものであることから、計画的かつ確実な施工、完成が強く求められるものである。

しかしながら、本件事案の生起を受け、防衛施設庁の建設工事の発注に対しては、いやしくも国民の目から見て疑念がないよう、透明性、公正性を確保して行うことが従来にも増して求められることとなったことから、本件事案の直後の平成17年度3月期における防衛施設庁の建設工事の発注については、自衛隊の部隊等の改編等にできるだけ影響させないことにも配慮しつつ、以下のような取組がなされた。

（入札に係る取組）

本件事案の生起を受け、各防衛施設局長及び各防衛施設支局長は、平成18年2月20日、空調設備業者3社及び（財）防衛施設技術協会に対し、14ヶ月又は6ヶ月の指名停止を行った。

また、防衛施設庁発注の建設工事に対し、国民から疑惑を持たれない透明かつ公正な方法により慎重に執行するため、平成17年度3月期の執行について、平成18年3月3日、同庁OBが在籍し、又は談合事案に入札参加していた175社に対し、契約を差し控える措置等を行った。

さらに、同月14日の上記3名に対する追起訴を受け、同日、これに係る建築・土木関連業者8社に対し、12ヶ月又は6ヶ月の指名停止を行うとともに、入札に参加していた建築・土木関連業者3社に対しても、契約を差し控える措置を行い、合計181社に対し、契約を差し控える措置等を行った上で、工事の入札契約手続を再開した。

また、入札に参加する業者からは、①防衛施設庁発注の建設工事に関する捜査の対象となっていないこと、②防衛施設庁・防衛庁の退職者で平成14年度以降防衛施設庁建設部の関与により就職した者が在籍したことがないこと、③入札の対象となる建設工事について談合等を行っていないこと等を内容とする誓約書の提出を求めることとした。

(積算と契約の分離に係る取組)

本件事案に係る入札・契約制度上の原因として、建設工事の発注に関し各防衛施設局等の積算部門と契約部門が分離・相互牽制されていなかったことが考えられた。

このため、平成18年3月6日、各防衛施設局の支出負担行為担当官を防衛施設局長から総務部長に、名古屋防衛施設支局及び熊本防衛施設支局の支出負担行為担当官を防衛施設支局長から総務課長にそれぞれ変更するとともに、入札契約事務のうち契約方式の決定、予定価格の決定の補助、開札事務等については、建設部職員ではなく総務部職員に行わせることとし、相互牽制機能を強化した。なお、予定価格の積算事務については専門性が高いことから建設部の課長補佐以下の職員が実施することとした。

● 違約金の請求

本件事案により生じた国の損害については、平成18年3月24日に検討会が公表した再発防止策全体の「基本的方向」において「企業側に法的な責任が認められる場合には、違約金の徴収等、必要な措置を講じていくことは当然である」とされたことも踏まえ、まずは建設工事に係る契約の特約条項に基づく違約金の請求、民法に基づく損害賠償請求等による回復を追求することとした。

具体的には、請負業者の役員又は使用人に係る談合罪が確定した11件の契約のうち工事が完了しその支払いが完了していた10件については、平成18年4月以降違約金として合計約22億円を請求し、平成19年1月までに納付を受けた。残る1件の契約についても、工事が完了（平成19年12月完了予定）し次第、違約金の請求を行うこととしている。

● 再発防止に係る「抜本的対策」の取組の状況等

(再発防止策の検討)

「検討会」は、再発防止策の検討過程をできる限り早く国民に示すべきとの認識の下、平成18年2月24日、入札手続等及び再就職に係る再発防止策に係る検討の現状を取りま

とめて公表し、その後、組織、人事管理、公益法人等に関する検討を行い、同年3月24日、再発防止策全体の「基本的方向」として取りまとめ、公表した。

また、「検討会」においては、この基本的方針に基づく抜本的な対策の具体化を中心として議論を重ね、同年4月27日、「報告書」の「概案」を取りまとめ、公表した。その後、さらに設置以来14回にわたる「検討会」での検討成果を取りまとめ、同年6月16日、「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書(報告書)」を公表した(資料68参照)。

(再発防止策の実施に係る取組)

防衛施設庁は、「報告書」の「抜本的対策」の取りまとめ以前から可能なものは逐次実施してきており、その状況は以下のとおりである。

入札手続の改善

建設工事の入札手続等については、談合等の不正行為の起こりにくい環境を作るとの観点から、従来の入札手続を見直すとともに、調達に係る一連のプロセスの透明性を高める措置を講ずることとした。具体的には、

- (1) 平成18年4月27日、「設計・施工一括発注方式について(通知)」を発出し、設計・施工一括発注方式の適用範囲を拡大することとし、従来から適用されていた航空機エンジン用消音装置、港湾用荷役クレーン、污水处理施設等に加えて、特別高圧受変電設備、浄水施設、浮桟橋及び廃棄物処理施設等の建設工事についてもこの方式を適用することとした。
- (2) 一般競争入札の適用範囲の拡大等については、平成18年4月28日、「建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等について(通達)」を発出し、それまで予定価格が7.3億円以上の建設工事を対象としてきた一般競争入札方式を予定価格2億円以上の建設工事まで拡大することとした。

また、同年6月26日、「2億円未満の建設工事発注における一般競争入札の積極的な適用について(通知)」を発出し、平成18年度においては、不良・不適格業者の参入が極めて困難な、①総合評価方式又は設計・施工一括発注方式を適用し実施するすべての建設工事、②予定価格が1億円以上の建設工事のうち専門工事以外のすべての土木・建築一式工事、③工事内容、施工条件及び事務量等を勘案して支出負担行為担当官が必要と認める建設工事については一般競争入札によることとした。

平成19年度以降は一般競争入札の対象範囲を一層拡大することとし、平成19年4月24日、「建設工事請負契約に係る一般競争入札(基準額未満型)の実施細則について(通知)」を発出し、一般競争入札の範囲を①予定価格が1億円以上の土木一式及び建築一式工事、②予定価格が5,000万円以上の土木一式及び建築一式工事以外の工事についても一般競争入札によることとした。

さらに、同年6月8日、後述する「公正入札調査会議」から指名競争の在り方を根本的に見直し、一般競争入札又は公募型指名競争入札等の積極的な導入について検討する

必要があるとの意見具申を受けたことを踏まえ、同月 15 日、「建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等の一部改正について（通達）」を発出し、同年 7 月 1 日以降入札公告を行う建設工事の入札において、原則として一般の建設工事は一般競争入札によることとし、安全保障に係る調達建設工事は公募型指名競争入札によることとした。

- (3) 総合評価方式については、学識経験者の意見を聴取した上で、平成 18 年 7 月 10 日、「総合評価方式の適用に関する事務処理要領について（通知）」を発出し、①適正な競争参加資格者を選定する観点から、技術審査の項目に施工実績、工事成績等を追加する、②企業が持つ技術力を有効に活用し建設工事の適正な品質を確保する観点から、技術提案の項目に施工中の騒音・振動対策及び特別な安全対策を追加する、③評価結果を客観的に数値化するための評価基準等を追加するなどを措置した。なお、技術評価点の算出に当たっては上記の技術提案の項目のほか、施工実績及び工事成績等についても評価項目とするとともに、マイナス評価として指名停止措置状況等の項目を設定した。

また、原則として一般競争入札又は公募型指名競争入札による建設工事については総合評価方式を適用することとし、同年 8 月 4 日、「総合評価方式の適用に関する事務処理要領の運用について（通知）」を発出し、平成 18 年度における各防衛施設局等が発注する建設工事のうち総合評価方式を適用するものの実施目標を当該防衛施設局等における建設工事契約総額の 3 割以上とすることなどとし、平成 19 年度以降は平成 18 年度の実施結果等を踏まえ総合評価方式の対象範囲を段階的に拡大することとした。

入札・契約に係る監視・チェック機能等の強化

入札・契約過程に係る監視・チェック機能等の強化については、入札参加者同士が接触することを避ける観点から電子入札の一層の活用を図ることとし、平成 18 年 4 月 10 日「建設工事及び建設コンサルタント業務等の契約に係る電子入札の適用範囲について（通知）」を発出し、平成 18 年度における電子入札の適用範囲を①工事概算額が 3,000 万円以上の土木・建築一式工事、②工事概算額が 2,000 万円以上の土木・建築一式以外の工事、③業務概算額が 300 万円以上の建設コンサルタント業務等とし、平成 19 年度からはすべての建設工事及び建設コンサルタント業務等を適用対象とすることとした。

また、入札談合等の情報を幅広くかつ積極的に収集するため、平成 18 年 4 月 26 日、防衛施設庁のホームページ上に、「談合情報コーナー」を設置するとともに、平成 19 年 3 月 30 日、セキュリティ対策を施した上で「電子目安箱」を設置した。

平成 18 年 7 月 19 日、それまで防衛施設庁の本庁に置かれていた「入札監視委員会」を廃止した上で、防衛施設庁本庁に「公正入札調査会議」を、各防衛施設局に「入札監視委員会」を新たに設置した。これにより入札・契約に係る審議の対象となる建設工事数が大幅に増加した。

また、「入札監視委員会」については、従来の審議事項であった入札・契約手続の運用状況に関する事後的な審議に加えて、①工事費内訳書の詳細な点検、再度入札における入札金額の順位変動の状況等の監視、②入札結果の事後的・統計的分析、③一位不動・順位

不動産等の状況及び低入札の状況に係る統計分析結果に関する専門的・客観的な審議を審議事項として「入札監視委員会」の機能を強化した。

談合に対する予防的措置の強化

平成18年12月26日、談合に対する予防的措置の強化のため、「防衛省所管契約事務取扱細則」（平成18年防衛庁訓令第108号）が制定され、企業の競争参加資格を定める際の総合審査数値の総合点数の算定に当たり、適切なプラス・マイナス評価を行い、競争参加資格登録手続に反映することとされた。

OBを含む業界関係者との適切な関係の確立

OBを含む業界関係者との適切な関係の確立のため、真に業務上必要な場合を除いて職員と業界関係者との接触を禁ずることなどを内容とする「建設工事等に係る事務を執行する職員と防衛庁等の退職者を含む業界関係者との対応要領」が定められ、平成18年6月4日各防衛施設局長等に通知された。

また、同年7月に作成した「防衛施設庁職員の心構え～3,100名の決意～」及び平成19年4月の改訂版にその概要を掲載し、職員への周知徹底を図るとともに、同庁ホームページへの掲載や業界への配付により業界関係者への周知徹底も図った。

再就職の在り方

(1) 早期退職慣行の見直し

本件事案の背景と考えられた早期退職慣行の是正に向けて一層強力な取組を進めていくとの方針の下、防衛施設庁のいわゆる建設系技官の平均勧奨退職年齢が56.5歳（平成13年度から17年度までの5年間の平均）となっていたが、これを防衛庁本庁の事務官等の平均勧奨退職年齢（58.5歳（同））まで引き上げることとした。

このため、平成18年4月の定期異動からは前者については勧奨退職は行わず、平成19年4月の定期異動においても勧奨退職は行わなかった。

また、後者を含む防衛庁の事務官等全体についても、可能な限り定年まで勤務させるよう適切な措置を講ずることとされたことを踏まえ、防衛施設庁本庁の室長相当職以下（行政職俸給表（一）8級以下）の事務官等については平成18年4月以降勧奨退職を取りやめた。

このほか、防衛庁本庁において事務官等全体を対象として作成された「勧奨退職に係る人事管理基準」を平成18年7月31日付けの人事異動以降防衛施設庁においても適用することとした。

(2) 再就職の自粛等

自衛隊法第62条などにおいて、職員が離職後2年以内に、その離職前5年間に在職していた防衛庁又は防衛施設庁と契約関係にある営利企業に就職するに当たっては、一般職の国家公務員に係る基準と基本的に同様の基準を満たし、承認を受けることが必要とされていた。

しかしながら、本件事案に関連して、離職後2年間を経過する前に就職に係る承認を要しない公益法人にいったん再就職し、2年間が経過した後、防衛施設庁と契約関係にある

建設会社に再就職していた者の存在が指摘され、これに対して厳しい批判がなされた。防衛施設庁は、この批判を真摯に受け止め、職員の再就職の在り方について国民から疑惑の目で見られることのないよう離職者の再就職の自粛の措置を講じることとした。

すなわち、同年6月15日付けで、防衛庁長官及び防衛施設庁長官から関係企業に対し離職後5年を経過していない幹部職員であった者の採用の自粛を、また、防衛庁長官から（財）防衛施設技術協会に対し、防衛庁離職者の採用の全面的な自粛をそれぞれ文書で要請した。また、同日付けで防衛庁長官から（財）防衛施設技術協会以外の所管公益法人に対しそれぞれの法人に防衛庁から常勤・有給で再就職した役員については離職後5年以内に防衛庁と密接な関係にある営利企業に就職することを前提として当該法人を退職しないよう求める文書を発出した。

このような自粛要請の措置を庁内において周知徹底するため、同日付けで防衛事務次官から防衛庁の各機関の長に対し通達が発出され、防衛施設庁もこれを受け翌日付けで同庁長官から当該事務次官通達を周知すべく通達を行った。

以上の取組を庁内外に広く周知し、かつ遺漏のないよう措置していくため、防衛施設庁ホームページ、同庁の庁内掲示板及び「防衛施設広報」への掲載を行ったほか、離職する職員1人1人に対してもその都度再就職自粛要請の趣旨を説明した。

加えて、防衛施設庁発注の建設工事を受注した企業に対しても、受注の際に自粛要請文書をその都度配布するとともに、この要請にもかかわらず防衛庁離職者が再就職した企業については、当該企業の新規の一般競争参加資格審査に当たってマイナス評価をなし得るよう措置を講じた。

人事管理の在り方

(1) I種技官の統一的な人事管理

これまで防衛施設庁に新規採用されたI種技官のうち、採用時に建設部に配属された者（いわゆる建設系技官）は、実質的には建設部内で独自に人事管理が行われ、建築、土木、設備及び通信の各職種ごとに、採用時から担当の課長職に至るまではほぼ一貫して垂直的な人事管理が行われており、このことが建設部の閉鎖性の一因となっていたとの指摘がなされた。

このため、高い技術力を持つ防衛施設行政を支える基幹要員としてI種技官を育成すべく、統一的な人事管理を行うとともに、より多様な人材を確保するとの観点から、人事院が行う国家公務員採用I種試験の合格者からも採用することなどの対策を執ることとされた。

以上を踏まえ、平成18年4月1日以降に新規採用されたI種技官については、全員を防衛施設庁本庁総務部（総務、人事、会計の各課）に配置し、翌年4月の定期異動においては、原則としてこれらの者を防衛施設庁の各部門の行政に係る業務を行う部署にバランスよく配置換した。

このほか、「報告書」により「I種技官の業務に対するインセンティブを高めるための



久間防衛大臣の激励を受ける防衛施設庁技官第1号の
海外留学生

人事管理を行うことを検討する。」とされたことを踏まえ、所要の検討等を行った結果、平成19年度予算において、技官1名の留学に必要な経費が認められたことから、平成19年6月に防衛施設庁建設部のI種採用技官（32歳）を初めて防衛施設庁技官の海外留学生として選考し、同年10月から2年間の予定で英国レディング大学大学院の建設マネジメント課程に留学させることとした。同人は6月下旬準備のため英国に渡航した。

さらに、平成19年4月1日の新規採用において初めて国家公務員採用I種試験の合格者から技官を採用したほか、この者も含めて同日新規採用されたI種技官についても、引き続き防衛施設庁本庁総務部の各課への配置を行った。

(2) 積極的な人事交流の推進

これまでの防衛施設庁と他省庁との間の人事交流は、一部の省庁への数名程度の交流にとどまり、必ずしも活発ではなかった。

このため、特に防衛施設に係る業務を行うI種技官については、防衛施設行政以外の各種の勤務経験を付与する等のため、平成18年4月の人事異動以降は、防衛庁の各機関をはじめ、他省庁との間の人事交流を積極的に拡大することとし、同年夏の人事異動においては初めて幹部クラス（行政職俸給表（一）7級以上）の技官を対象とする人事交流などを行った。

(3) 事務官と技官の組合せ配置

本件事案の背景の一つとして、技術審議官、建設部長、建設企画課長といった防衛施設庁建設部の幹部ラインのすべてを歴代にわたりいわゆる建設系技官が占めていたことが指摘された。

このため、防衛施設に係る業務を行う部署の幹部ポストについては事務官と技官の双方が混在した人事配置とすることとし、本件事案の発生直後の同年2月から実施して、これを継続している。

徹底した意識改革

再発防止策の大きな柱の一つは職員、特に幹部職員の意識改革であった。再発防止のため新たな制度や規則などを整備しても、その実効性いかんは結局はこれらを運用し、実施する個々の職員の意識にかかっている。

このため、「初心忘るべからず」との考えの下、法令遵守意識の向上、高い倫理観の育成、改革意識の涵養などを目的として、全職員、特に幹部職員に対しては徹底的な意識改革のための教育研修等を行うとともに、「喉元過ぎれば熱さ忘れる」ことがないように教育

研修等を繰り返し行っていくこととした。

また、本件事案の重大性にかんがみ、事案発生当初から節目節目において、防衛施設庁長官自ら同庁の全職員に対し、国民からの信頼の回復のために綱紀の厳正な保持及び法令遵守を徹底するよう累次にわたって訓示や通達の発出を行ってきた。

【主な訓示・通達の発出状況】

○防衛施設庁長官訓示

平成 18 年 1 月 31 日（事件発生直後）

2 月 2 日（衆議院予算委員会における額賀防衛庁長官の施設庁解体表明を受けて）

3 月 24 日（再発防止検討会における再発防止に係る抜本的対策の基本的方向の公表に際して）

6 月 15 日（事案の調査結果等の公表に際して）

11 月 1 日（防衛施設庁創立記念日に際して）

12 月 15 日（防衛省移行に関する法案成立日に際して）

平成 19 年 1 月 4 日（年始に際して）

4 月 2 日（新年度の開始に際して）

6 月 4 日（防衛省設置法等の一部改正法案の成立に際して）

○防衛施設庁長官通達の発出

平成 18 年 2 月 16 日（事案発生を受けて）

4 月 27 日（逮捕起訴された職員の処分に際して）

7 月 3 日（事案の調査結果等の公表及び再発防止対策に係る報告書公表を受けて）

8 月 21 日（夏の幹部人事異動発令に際して）

(1) 「サービスの宣誓」の再確認

職員が常に法令遵守意識、高い倫理観等を保持し、採用時の「サービスの宣誓」の内容を常に心に有して職務を遂行し得るようにするため、平成 18 年 4 月の定期異動以降の辞令交付に際して毎回宣誓文の読み上げを行うこととした。

また、同年 5 月には携行用の宣誓文を作成して全職員に配付し、職員が常時携帯し、平素から容易にサービスの宣誓の文言に接し得るように配慮した。

(2) 「防衛施設庁職員の心構え」の作成・配付

防衛施設行政に求められている任務の重要性や職員に課されている服務規律、職業（公務員）倫理、監督者の責務等について再認識させ、高い倫理観を育成するため、平成 18 年 6 月に「防衛施設庁職員の心構え～3,100 名の決意～」(小冊子)を作成し、防衛施設庁の全職員に配付するとともに、そのエッセンスを抽出した携行版もあわせて作成・配付した。

この「心構え」は、その後のいわゆる



職員に訓辞する北原防衛施設庁長官



「官製談合防止法」の改正、「省移行法案」の成立、防衛施設庁の防衛本省への統合などを内容とする防衛省設置法等改正案の国会提出などの防衛施設庁職員を取り巻く状況の変化も踏まえた所要の修正を加えるとともに、防衛施設行政のプロフェッショナルとしての在り方など新たな項目を追加するなどさらに内容の充実を図り、平成19年4月、改訂版（「防衛施設庁職員の心構え～日々頑張っている3,100名の決意～」）として作成・配付した。

(3) 法令遵守や倫理に関する研修の実施

徹底した意識改革を継続的に行之、法令遵守意識の向上、高い倫理観の育成を図るため、既存の研修のカリキュラムを充実させたほか、特に、幹部職員の意識改革を図ることの重要性を踏まえ、以下のとおり、本庁課長相当職以上（行政職（一）8級以上）の幹部職員及び新たに管理職に登用された初任幹部職員（行政職（一）7級）を対象として、幹部職員としてのあるべき心構えや管理・監督者としての高度な法令遵守意識、倫理観の涵養等に重点を置いた研修を新設した。

① 幹部研修

第1回防衛施設庁幹部研修は、平成18年9月20日及び21日の2日間、東京都港区のNTT麻布セミナーハウスにおいて行われ、防衛施設庁本庁の課長・室長及び各防衛施設局の部長相当職の幹部職員30名が集合した。

防衛施設庁長官の訓示に続き、「公務員倫理」や「組織の適正化とコンプライアンス」など、専門の部外講師や有識者等による法令遵守、倫理等にかかわる各種講義や演習等に取り組んだ。

② 初任幹部研修

第1回防衛施設庁初任幹部研修は、平成19年1月10日から12日までの3日間にわたり、東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて行われた。防衛施設庁本庁及び各防衛施設局から平成17年7月以降新たに初任幹部職員に補職された21名の職員が集合し、防衛施設庁長官の訓示に続き、専門の部外講師や有識者等による法令遵守、倫理等にかかわる各種講義や演習等に取り組んだ。

公益法人との契約の一般競争入札等への移行

公益法人との契約については、「よほどの事情がない限り」一般競争入札等に移行することとされた。

これに関して、平成18年8月25日、財務大臣から各省庁に対し、公共調達については競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から疑念を抱かれるようなことはあってはならないとして、入札及び契約に係る手続の一層厳格な取扱いを行うとともに情報公開の充実に努めることを内容とする「公共調達の適正化について」が発出さ

れた。

この文書も踏まえ、防衛施設庁は、同年9月29日、各防衛施設局等に対し、従来から行っている防衛庁所管公益法人との随意契約については、①「よほどの事情がない限り」一般競争入札等に移行すること、②防衛庁所管公益法人との間で特段の事情により随意契約を締結した場合の再委託については認めない、という同庁独自の施策も盛り込んだ通知文書を発出し、入札・契約手続の一層厳格な取扱いを周知した。

（財）防衛施設技術協会の解散

本件事案を契機として、防衛庁の所管法人であった（財）防衛施設技術協会に対し防衛施設庁・防衛庁OBの再々就職などの点を中心に批判が集中し、その運営の実態に問題が認められたことから、本件事案が与えた社会的影響の重大さ等にかんがみ、同協会に対して平成18年度中の自主解散を要請することとされた。

これを受け、平成19年2月26日、防衛大臣は同協会に自主解散を要請し、同年3月31日、同協会は自主解散した。

●公正取引委員会による排除措置命令等に対する取組

本件事案の事実関係の究明の結果、存在が認められた防衛施設庁建設部の一部幹部職員が主導的に行った談合関与行為は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」（昭和22年法律第54号）が禁止する「カルテル」にも当たるものであった。

これを踏まえ、防衛施設庁は、捜査当局への協力と併せて、公正取引委員会に対しても本件事案に係る資料の提供等の協力を継続的に行ってきた。

平成19年6月20日、同委員会は、独占禁止法に基づく本件事案に係る審査の結果として、本件事案に係る建設工事の入札参加業者（計60社）を対象として、独占禁止法に基づく排除措置命令（56社）及び課徴金納付命令（51社、課徴金総額：約30億5,100万円）を行った。

防衛省は、これを受け、同月22日、排除措置命令の対象となった56社に対して2ヶ月から24ヶ月間までの指名停止の措置をした。

一方で、同委員会は防衛施設庁に対して、同月20日、上記の排除措置命令及び課徴金納付命令の実施と同委員会が本件事案に関し認定した同庁職員等の談合関与行為の内容等を文書で同庁に通知した。その内容は、「事案の調査」において調査委員会が指摘した本件事案の事実関係とほぼ重なるものであった。

なお、この防衛施設庁あての文書において、同委員会は、同庁が「事案の調査」及び「報告書」に基づいて、「入札談合等関与行為の再発を防止するため、入札制度等の改善措置を採ることとし、その旨を公表するとともに当委員会にもその旨の説明を行い、かつ、これに基づき平成18年12月以降行った入札において改善措置を実施したことを考慮し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置を求めることをしない」とした。

平成19年6月22日、防衛施設庁長官は、この同委員会からの通知を踏まえ、同委員会が執った措置等を厳粛に受け止め、今後とも再発防止策を着実に実施することにより同種事案の再発防止に万全を期し、国民からの信頼回復に全力を挙げて取り組むとのコメントを発表した。

● 結語

以上のように、本件事案の生起を受けて、その再発を防止するための様々な取組が防衛施設庁において鋭意続けられ、逐次同庁のホームページなどにより国民に対して公表された。

一方で、本件事案は第164回国会（常会）及び第165回国会（臨時会）において集中審議の議題とされるなど、平成19年度予算政府案、「防衛庁省移行法案」などの審議とも関連しつつ多くの時間をかけた質疑が行われた。

第164回国会（常会）において、額賀防衛庁長官は、防衛施設庁を解体し、防衛本庁に

統合する意向を明らかにし、これを踏まえた防衛施設庁の組織の在り方の検討が進められた。また、第165回国会（臨時会）では、限られた国会会期内では是非とも「防衛庁省移行法案」の成立を期さなければならぬ状況の中にあって、本件事案については国会の場ではじめをつけるまでは同法案の審議に入らないとの野党側の主張を受けて、3日間にわたり集中審議が行われた。防衛施設庁職員は、防衛庁の省移行実現は自らにかかっているとの不退転の決意の下、全力で国会審議に取り組んだ（終章参照）。



衆議院安全保障委員会で答弁する北原防衛施設庁長官
（提供：時事通信社）